

「月次支援金」事前確認依頼書 ※事前確認は当所会員のみとなります。

事業所名					
所在地	(〒 -)				
事業形態	・法人 ・個人事業者等(事業所得) ・個人事業者等(主たる収入が雑所得・給与所得)	法人番号 (法人のみ)			
業種区分	・飲食 ・卸売 ・建設 ・小売 ・サービス ・製造 ・その他	営業内容・取扱品等			
代表者名			代表者生年月日(個人のみ)	年	月 日
電話番号		代表者携帯番号		FAX	
代表メールアドレス	@				
申請者ID			申請ID取得時に登録した電話番号		

事務局 処理欄	Toasコード		確認年月日	年	月	日	当所 担当
	取引実績確認年月	① 年 月 日	② 年 月 日				

●事前確認の質問項目

- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少しなければ(申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ)、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。
- 前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。
(補足)
・月次支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要であることに加えて、事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、(緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、(緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさない。
- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、月次支援金の給付対象ではないことを認識しているか。
- 月次支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響の証書書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識しているか。
- 「地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払い対象となっている事業者」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識しているか。
- 今後、事業を継続する意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合(廃業又は破産等を予定している場合等)は、給付要件を満たさないことを認識しているか。
- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署したか。
- 一時支援金又は月次支援金の給付の申請について、いずれかの申請が不給付となった場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどすることを認識しているか。
- 月次支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識しているか。
- 月次支援金申請のため、代表者の個人情報、確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳等の確認書類について、八尾商工会議所に提供することに同意します。

記入年月日 年 月 日

法人名(法人の場合) _____ 代表者自筆署名 _____

※提供いただきました情報につきましては、当所内部での確認作業並びに登録作業にのみ利用し、月次支援金に関する事前確認業務以外の目的に使用することはありません。